



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年1月22日火曜日 第1931号

◇ 目次 ◇ 告 示

解除予定保安林.....	33
保安林の指定施業要件の変更予定.....	33

告 示

○愛媛県告示第77号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年1月22日

愛媛県知事 加戸守行

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
新居浜市郷字又野乙218(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 解除の理由
無線施設用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所
新居浜市光明寺二丁目乙86(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
無線施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び新居浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第78号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年1月22日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
宇和島市津島町山財1720、1722から1724まで、1727、1728、1754、1759から1761まで、1763、1992から2003まで、2005、2007、2009、2011から2015まで、2019から2021まで、2023、2037から2039まで、2042、2045から2057まで、2059から2063まで、2065から2075まで、2078から2080まで、2091、2093、2097、2098、2101、2111、2115、2116、2125、2126、2128から2131まで、2133、2135、2136、2139から2141まで、2144から2148まで、2170、2177、2178、2182から2186まで、2188、2189、2193から2196まで、2201、2202、2205、2207、2209、2210、2212、2213、2215から2218まで、2220、2221、2232、2233、2235、2236、2238から2241まで、2245、2246、2248、2249、2286から2289まで、2292から2294まで、2296、2298、2306、2310から2312まで、2314から2323まで、2676、2680から26

82まで、2685、2686、2690、2693から2706まで、2718から2726まで、2745、2746、2748、2751、2753、2754、2756、2757の1、2757の2、2758から2760まで、2763から2767まで、2769から2771まで、2774、2841から2845まで、2847から2849まで、2853から2859まで、2861から2863まで、2864の1、2864の2、2865、2867、2869、2871から2875まで、2881、2886、2887、2889、2955、2974から2978まで、2980から2989まで、2991、3023、3025、3027、3029、3030、3072、3074から3077まで、3109から3117まで、3119から3124まで、3131、3132、3134から3145まで、3157、3159から3161まで、3169、3227、3231、3232、3248、3436の1、3436の2、3486、3912から3927まで、3929、3941、3942、3947から3954まで、3956から3963まで、3965、3967から3969まで、3971から3974まで、3982、3984、3986から3995まで、3998、4000から4010まで、4082、4100から4102まで、4228から4232まで、4234、4235、4237から4240まで、4243、4257、津島町御内1724、津島町増穂丁777の1、丁777の8、丁777の10、丁777の16、丁777の22、丁777の46、丁777の50から丁777の52まで、丁777の61、丁777の64、丁777の128、丁777の129、丁777の137、丁777の138、丁777の140、丁777の143から丁777の152まで、丁777の155、丁777の160、丁777の181、丁777の182、丁777の192、丁777の199から丁777の201まで、丁777の211、丁777の218、丁777の221、丁777の234、丁777の239、丁777の259、丁777の262、丁777の266、丁777の274、丁809の2から丁809の4まで、丁878の59、丁878の66、丁878の67、丁902

- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)